

## ノンフロンみやぎ加速化推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、地球温暖化への影響の大きいフロン類の排出抑制を図るため、県内の事業所へのノンフロン型業務用冷凍冷蔵機器の導入に要する経費について、予算の範囲内でノンフロンみやぎ加速化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において、「法人等」とは、県内に事業所を置く法人その他の団体（市町村、一部事務組合その他知事が別に定めるものを除く。）並びに県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者をいう。

2 この要綱において、「ノンフロン型業務用冷凍冷蔵機器」とは、フロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びハイドフルオロカーボン（HFC））ではなく、アンモニア、空気、二酸化炭素、水等自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍冷蔵機器であって、同等の能力を有するフロン類を冷媒として使用した冷凍冷蔵機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないものをいう。

### (補助金の交付対象等)

第3 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1の要件のいずれかに適合する事業とする。

2 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、法人等で別表2に掲げる要件に適合する者とする。

3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表3に掲げるもののうち、知事が必要かつ相当と認める経費とする。

### (補助金の額等)

第4 補助事業者に交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表4のとおりとする。

2 補助金の交付額は、第3第3項の規定による補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

なお、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付の申請等)

第5 知事は、予算の範囲内において、補助金の交付を希望する者を募集するものとする。

2 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとする。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は別表5のとおりとする。

4 補助金の交付を申請する者は、知事が別に定める日までの間に、第2項の規定による補助金交付申請書を知事へ提出するものとする。

5 知事は、前項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容が第3に定める補助金交付の要件に適合すると認められるものを受理する。ただし、

申請書の提出時点で不備のあるものにあつては、当該不備に係る補正が完了した時点で受理する。

6 第4項の規定による補助金の交付を申請する者は、この補助金に関し、複数の申請を行うことはできない。

7 第4項の規定による補助金の交付を申請した者が、交付決定前に当該申請を辞退する場合は、様式第2号による補助金交付申請辞退届を知事に提出するものとする。

(申請の際の消費税及び地方消費税)

第6 補助事業者は、第5第4項の規定により申請する場合、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定等)

第7 知事は、知事が別に定める日までに受理した補助金の交付の申請について、補助金の交付の決定に係る審査を行う。

2 知事は、補助金の交付の決定に係る補助金の額の合計が予算額を超える場合には、別表6に定める順位により予算の範囲内で交付の決定を行う。

3 知事は、規則第6条の規定に基づく補助金の交付の決定を通知するほか、前項により、補助金の交付の決定を行わないときは、その旨を通知する。

4 知事は、前2項の規定による交付決定を行った後、第11の規定に基づく廃止等により予算に余剰が生じた場合、順位を繰り上げて交付決定ができるものとする。

(交付の条件)

第8 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者は、規則、要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

(2) 補助事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。

(3) 補助事業者は、補助事業の内容の変更又は補助対象経費の配分（別表3の区分欄に定める経費ごとの配分額をいう。）を変更する場合には、あらかじめ、様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 申請のあつた補助事業の目的や効果に影響しない範囲での仕様等の変更

ロ 補助対象経費の総額の20%以内の減少

ハ 補助対象経費の配分の流用に伴う増減（ただし、設備費又は工事費が、変更前の配分額から20%を超えて流用する場合を除く。）

ニ その他知事が必要と認めるもの

(4) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ様式

- 第4号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (5) 交付決定のあった会計年度1月31日までに事業が完了すること。
  - (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
  - (7) 補助事業者は、補助事業による設備整備後、省エネルギーその他知事が必要と認める項目について効果測定を行い、別に定めるところにより、知事に報告すること。
  - (8) 補助事業者は、正当な理由なく、補助申請における省エネルギー効果を著しく達成できない場合においては、知事の返還命令を受けて補助金を返還すること。
  - (9) 補助事業者が、次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがあること。
    - イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
    - ロ 補助事業に関して、虚偽の申請等の不正、報告の遅延等の怠慢その他不適当な行為をしたとき。
    - ハ 別表2に掲げる法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けたとき。
    - ニ 暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。
    - ホ 知事の承認を受けずに、補助事業により取得した財産の利用を中止し、又は処分したとき。
    - ヘ 正当な理由なく、補助申請における省エネルギー効果を著しく達成できないとき。
  - (10) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して、転用、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄又は担保等に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (11) この要綱により補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の内容、省エネルギーの実績値等を県が公表することに同意すること。

（交付決定の取消し）

第9 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金を申請時の使用目的とは違った他の用途に使用したとき。
- (2) 補助事業に関して、交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- (3) その他知事が必要と認めるとき。

（補助事業の着手）

第10 補助事業者は、第7第3項及び第4項の規定による補助金の交付の決定通知を受けた後、速やかに補助事業に着手しなければならない。

2 補助事業の着手日は、補助金の交付の対象となる全部又は一部の事業を実施するために必要な売買、請負、その他の契約を締結した日とし、当該着手日は交付決定年月日以降でなければならない。ただし、第7第4項の規定による交付決定を行った場合は除く。

3 補助事業の完了日は、補助対象経費の全ての支払が完了した日とする。

（中止等の承認）

第 11 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 12 補助事業者は、補助事業の完了日から 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度の 1 月 31 日のいずれか早い日までに、様式第 5 号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書に添付しなければならない書類は別表 7 のとおりとする。

3 やむを得ない理由により第 1 項の期間内に補助事業実績報告書を提出することができない補助事業者は、同項の規定により実績報告書を提出すべき日までに、様式第 3 号による変更承認申請書を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

（実績報告に係る消費税及び地方消費税）

第 13 補助事業者は、規則第 12 条第 1 項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 14 知事は、補助事業者の実績報告書を受領した後、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 15 補助事業者は、規則第 12 条第 1 項の規定による実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第 6 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の支払）

第 16 知事は、第 14 の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助事業者に対し補助金の支払を行うものとする。

（取得財産等の管理）

第 17 補助事業者は、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第 18 補助事業者は、取得財産等の法定耐用年数の期間内において、当該取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 7 号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の取得財産等のうち、処分を制限する財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上の機械装置、重要な器具その他財産とする。

3 補助事業者は、第 1 項により承認を受けた当該財産の処分を行った場合は、様式第 8 号による取得財産の処分に係る報告書を知事に提出するものとする。

4 知事は、第 1 項の規定により取得財産等の処分を承認した場合において、当該補助事

業者に対して、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の提出)

第 19 この要綱により知事に提出する書類の部数は各 1 部とし、環境生活部環境政策課に提出するものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第 20 補助事業者は、補助事業が完了した後も地球温暖化対策の推進に模範的に取り組まなければならない。

2 補助事業者は、補助事業で取得した財産にその旨を表示しなければならない。

3 補助事業者は、地球温暖化対策の推進のために県が行う取組に協力しなければならない。

(成果の公表)

第 21 県は、地球温暖化の防止及び県民の環境保全意識の高揚を図るため、補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の内容、省エネルギーの実績値等を公表し、補助事業に係る取組を広報することがある。

(その他)

第 22 この要綱に定めるもののほか、ノンフロンみやぎ加速化推進事業補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 0 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 3 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1（第3関係）

| 区分      | 内容   |
|---------|--|
| 補助事業の要件 | <p>1 冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場に用いられる省エネ型自然冷媒機器並びに食品小売店舗におけるショーケースその他のノンフロン型冷凍冷蔵機器を導入する事業</p> <p>(1) 自然冷媒を使用した装置であっても、次に掲げるものは対象外とする。</p> <p>イ 汎用性がないと判断される技術を用いた機器</p> <p>ロ 自動販売機</p> <p>ハ 家庭用冷凍冷蔵機器（業務に使用する場合であっても対象外）</p> <p>ニ リース契約により導入する機器</p> <p>(2) 「冷凍冷蔵倉庫」の範囲は、専ら物品の保管、荷捌及び流通加工の用に供する場所とする。同一の計画に保管の用に供する場所が含まれていない場合は対象外とする。</p> <p>(3) 「食品製造工場」は、消費者がその食品自体を直接飲食することを目的とした食品及びその原材料を製造・加工する工場をいう。</p> <p>(4) 「食品小売店舗におけるショーケースその他のノンフロン型冷凍冷蔵機器を導入する事業」には、プレハブ式冷凍・冷蔵保管庫へのノンフロン型冷凍冷蔵機器導入事業を含む。</p> <p>2 その他知事が必要と認める事業</p> |

別表2（第3関係）

| 区分       | 内容   |
|----------|--|
| 補助事業者の要件 | <p>1 全ての県税に未納がないこと。</p> <p>2 過去3年間に、法令に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けていないこと。</p> <p>3 物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成27年4月1日施行）第2条第1項の規定による資格制限又は宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（平成27年4月1日施行）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。</p> <p>4 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67条）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。</p> |

別表3（第3関係）

| 区分      | 内容   |
|---------|--|
| 補助対象経費※ |  |
| 設計費     | 補助事業の実施に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費  |
| 設備費     | 補助事業の実施に直接必要な機械装置・建築材料等の購入，製造（改修を含む）又は据付け，既存設備の撤去等に必要な経費（ただし，土地の取得及び賃借料を除く。） |
| 工事費     | 補助事業の実施に直接必要な配管，配電等の工事に必要な経費   |
| その他経費   | 補助事業を行うために直接必要なその他の経費（工事負担金，管理費等）  |

※補助事業の実施に直接必要でない経費は補助対象外とする（消費税及び地方消費税，振込手数料・割賦手数料，土地取得・賃借料，特定契約の申込みに係る電力工事負担金，申請書作成費，保険料等の運用に係る経費，各種届出に要する経費等）。

別表4（第4関係）

| 区分   | 補助率※  | 補助上限額             |
|------|-------|-------------------|
| 補助率等 | 1/3以内 | 補助事業者1者につき5,000千円 |

※ただし，国等の補助金と併用して申請する場合，全ての補助金の合計額が補助対象経費の2/3を超えない率と比較していずれか小さい率

別表5（第5関係）

| 区分                       | 内容  |
|--------------------------|---|
| 申請において必要となる補助金交付申請書の添付書類 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画書</li> <li>2 収支予算書</li> <li>3 暴力団排除に係る誓約書</li> <li>4 県税納税証明書（発行から3か月以内のもので，全ての県税に未納がないことを証明するもの）</li> <li>5 法人にあつては登記簿謄本又は現在事項全部証明書，個人事業者にあつては住民票の写し（発行から3か月以内のもの）及び青色申告に係る納税地が県内の住所地，居所地又は事業場等の所在地であることを証する書面（事業所得に係る納税通知書の写し等）</li> <li>6 事業所が賃貸である等申請者の所有物でない場合には，所有者の同意書</li> <li>7 会社概要（会社案内のパンフレット等）</li> <li>8 事業に関する参考見積書（2社以上の相見積もりの上，取得した全てを提出）</li> <li>9 その他知事が必要と認めるもの</li> </ol> |

別表 6 (第 7 関係)

| 区分        | 内容               |
|-----------|------------------|
| 交付決定を行う順位 | 1 温室効果ガス削減量の大きい順 |
|           | 2 補助対象経費の大きい順    |

別表 7 (第 12 関係)

| 区分             | 内容  |
|----------------|---|
| 補助事業実績報告書の添付書類 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実績書</li> <li>2 収支決算書</li> <li>3 補助金振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し<br/>(申請者と同一の口座名義人であって、振込口座番号が確認できるもの)</li> <li>4 補助事業による導入設備が償却資産登録されていること、又はされる予定であることが確認できるもの(固定資産台帳の写し等)</li> <li>5 業務用冷蔵機器を更新した場合、第一種フロン類充填回収業者による引き取り証明書の写し</li> <li>6 その他知事が必要と認めるもの</li> </ol> |